

私道の変更（廃止）の諸手続について

都市整備部建築指導課

1. 私道の変更（廃止）の留意点

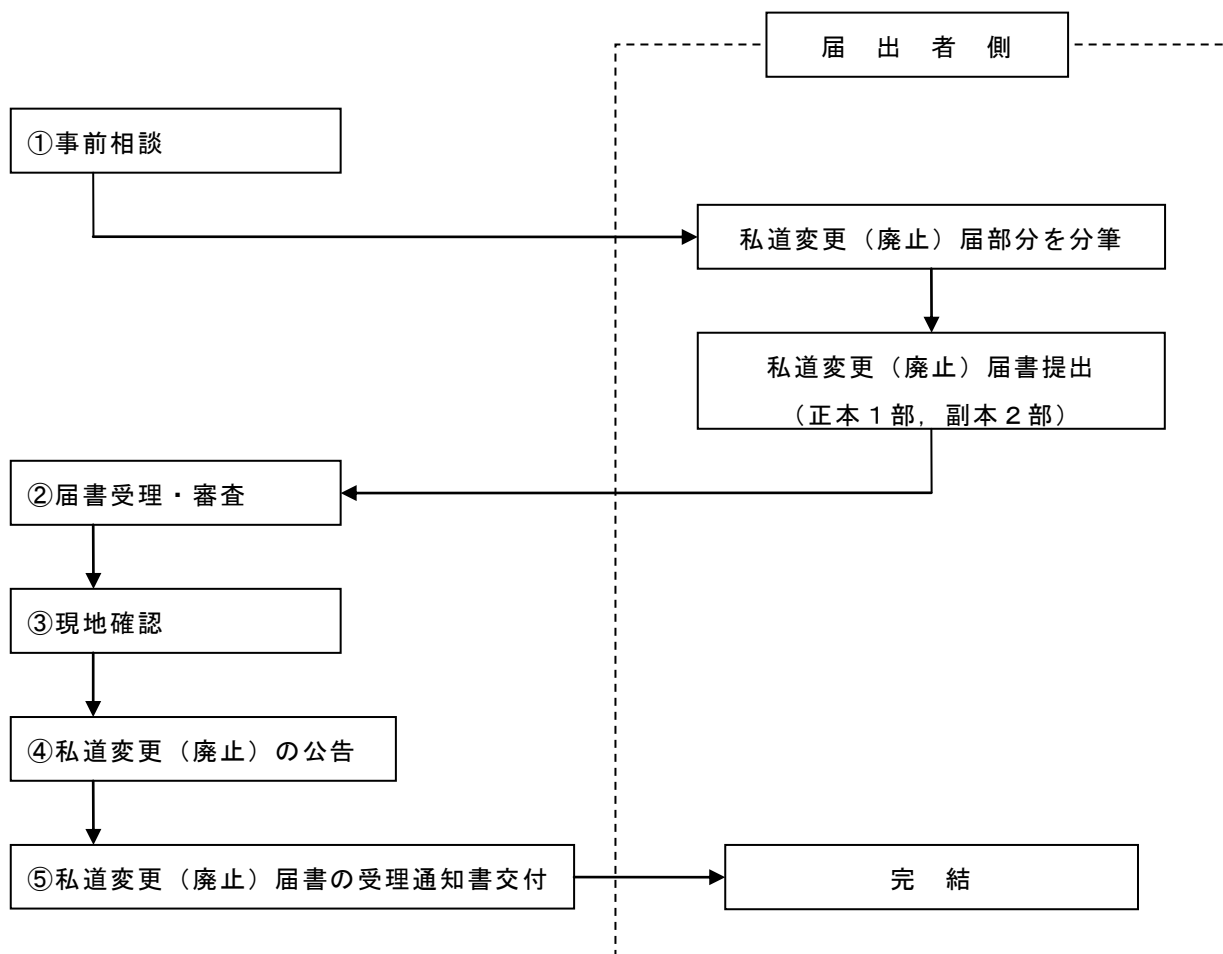
建築基準法第45条第1項では、私道の変更又は廃止によって、その道路に接する敷地が法第43条第1項の規定又は同条第2項の規定に基づく条例の規定に抵触することとなる場合は、当該私道敷の所有者のみの意向で、その私道の変更又は廃止することを制限しています。

したがって、私道の変更（廃止）の処分をなすにあたり、承諾を得ることを要する関係権利者とは、私道敷自体の権利者に加えて、当該私道変更（廃止）により接道義務に関する規定に抵触することとなる敷地に係る権利者をも意味すると考えられるので、その諸手続については、注意する必要があります。

※ この「私道の変更（廃止）の諸手続について」は、位置指定道路の変更（廃止）に当たって、他法令等に係る手続関係の様々な行き違いなどを未然に防ぐため、また、変更（廃止）に関わるトラブルをできるだけ少なくするために作成しているものです。

2. 私道の変更（廃止）の諸手続の手順

※下図は、主に廃止手続の場合の手順を表しています。位置指定道路等の変更手続の手順は、「位置指定道路の諸手続の手順」に準じてください。



3. 私道の変更（廃止）の申請図書

| | |
|---|---|
| <p>1. 私道変更（廃止）届書 （盛岡市建築基準法施行細則 （以下「細則」。）） 第22条・様式第23号</p> | <p>届書 正本1部 副本2部 計3部（※は正本に添付。）</p> <p>1. 記入上の注意</p> <p>①届出者と築造者は、同一人を原則としてください。</p> <p>②代理者は私道変更（廃止）届の事務を代理する者とし、正本に委任状を添付してください。</p> <p>③設計者は、特に資格を必要としません。</p> <p>④土地所有者及び関係人の欄は、住所氏名を権利別に全て記入してください、土地所有者及び関係人が多数にわたり、欄に記入しきれない場合は、別紙に記入のうえ、添付してください。</p> <p>2. 土地所有者及び関係人</p> <p>私道変更（廃止）届の対象の土地及びその土地に接する土地又はそれぞれの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者をいい、次のようなものです。</p> <p>【所有権、抵当権（根抵当権）、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、賃借権、採石権等】</p> |
| <p>2. 附近見取図 （細則第22条）</p> | <p>方位、道路及び目標となる地物を明示してください。</p> |
| <p>3. 公図の写し （細則第22条）</p> | <p>私道変更（廃止）届部分の法務局登記所備付けの公図の写しを添付してください。</p> |
| <p>4. 地籍図の写し （細則第22条）</p> | <p>条文上「地籍図」とされていますが、法務局登記所備付けの地積測量図をいい、私道変更（廃止）届部分の地積測量図の写しに、私道変更（廃止）届部分を朱書で囲み、面積算定書を添付してください。</p> |
| <p>5. 土地所有者及び関係人の承諾書（※） （細則第9条）</p> | <p>1. 別添の承諾書の書式を基本に、自筆署名のうえ、印鑑登録印（実印）捺印の原本を添付してください。</p> <p>①承諾書の書式（任意様式）は、変更（廃止）を受けようとする道路の敷地となる土地及びその土地に接する土地又はそれぞれの土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者のうち、申請者以外の者から申請者（代表の土地所有者等）に対して承諾を行う場合にご利用ください。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>6. 印鑑登録証明書（※）</p> | <p>②申請者及び承諾書の実印と印鑑登録証明書は、変更（廃止）を受けようとする道路の敷地となる土地及びその土地に接する土地又はそれぞれの土地にある建築物</p> <p>若しくは工作物に関して権利を有する者の承諾の意思を書面で確認するために求めているものです。</p> |
| <p>7. 登記事項証明書（※） （戸籍謄本）（※） （細則第22条）</p> | <p>2. 印鑑登録証明書の住所と登記事項証明書の住所が異なる場合には、住民票謄本の原本を添付してください</p> <p>3. 登記事項証明書上の名義人（所有者）が既に亡くなられ、相続登記が完了していない場合には、法定相続人であることを証する戸籍謄本の原本の添付及び法定相続人全員の5, 6の書類の添付が必要となります。</p> |
| <p>8. 土地利用計画図</p> | <p>①方位，縮尺</p> <p>②私道変更（廃止）区域の境界（朱書で囲んでください。）</p> <p>③私道変更（廃止）部の位置，幅員，延長，隅切，転回広場（朱書で囲んでください。）</p> <p>④予定建築物等の敷地の形状及び予定建築物の用途</p> <p>⑤既存建築物（工作物）等がある場合は，その位置と建物形状を明示してください。</p> |

※以降は，私道の変更届書のみ添付してください。

| | |
|--|--|
| <p>9. 私道変更開発区域図</p> | <p>①方位</p> <p>②私道変更開発区域の位置</p> |
| <p>10. 道路計画平面図 （細則第22条の地籍図に明示すべき事項を記述してください。ただし，他の図面等で記述した場合は，この限りではありません。）</p> | <p>①方位</p> <p>②私道変更開発区域の境界（朱書で囲んでください。）</p> <p>③道路の位置，形状</p> <p>④道路の幅員，勾配，延長</p> <p>⑤道路中心線，測点</p> <p>⑥隅切寸法，隅切内角，屈曲部内角，曲線半径</p> <p>⑦交通安全施設の位置</p> |

| | |
|--|---|
| <p>11. 道路縦断図 (構造図) (細則 2 2 条)</p> | <p>①計画高, 地盤高, 勾配, 縦断曲線 ②切盛土</p> |
| <p>12. 道路横断図 (構造図) (細則 2 2 条)</p> | <p>①幅員構成 ②横断勾配 ③舗装断面 ④排水施設の位置, 形状 ⑤埋設管の位置, 形状</p> |
| <p>13. 排水経路の構造 (構造図) (細則 2 2 条)</p> | <p>①排水施設の位置, 種類, 材料 ②放流先までの経路</p> |
| <p>14. その他必要な図書</p> | <p>①道路 (認定外道路を含む), 水路境界査定図等 ②道路工事施行許可書 (道路法の道路に接続する場合) ③水路工事施行許可書 (水路改修等が伴う場合) ④水路占用許可書 (水路敷地をまたぐ場合) ⑤道路占用許可書 ⑥水路放流許可書 ⑦農地転用許可書 ⑧その他, 私道変更 (廃止) を届出する場所の関係法令により, 必要な書面等の添付を求める場合があります。</p> |